| | | 遵守／推奨 | 備考 |
|---|---|---|---|
| v | オンライン診療システム等が医療情報システムに影響を及ぼし得るかを明らかにする。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| vi | 医療情報システム以外のシステム（端末・サーバー等）における診療にかかる患者個人に関するデータの蓄積・残存の禁止。 | ☑ | 遵守 | • 2－2）に該当する場合を除く。<br>※第三者機関に認証されることが望ましい |
| vii | システムの運用保守を行う医療機関の職員や事業者、クラウドサービス事業者のアクセス権限を管理する（※）。 | ☑ | 遵守 | ※ID/パスワードや生体認証、IC カード等により多要素認証を実施することが望ましい。またシステム運用監督者は退職者アカウントの削除など管理外になりやすい要素を重点的に監視すること。<br>※第三者機関に認証されることが望ましい |
| viii | 不正アクセス防止措置を講じること（IDS/IPS を設置する等）。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| ix | 不正アクセスやなりすましを防止するとともに、患者が医師の本人確認を行えるように、「1-1）基本事項」における医師の本人証明と医師の所属医療機関の確認が常に可能な機能を備える。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| X | アクセスログの保全措置。 | ☑ | 遵守 | • ログ監査・監視を実施することが望ましい。<br>※第三者機関に認証されることが望ましい |
| xi | 端末へのウィルス対策ソフトの導入、OS・ソフトウェアのアップデートを定期的に促す機能。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| xii | 信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化（TLS1.3 以上、やむを得ず 1.2 を用いる場合は十分な暗号強度とするよう留意）を実施する。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| xiii | オンライン診療時に、複数の患者が同一の施設からネットワークに継続的に接続する場合には、IP VPN や Ipsec＋IKE による接続を行う。 | ☑ | 推奨 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| xiv | 遠隔モニタリング等で蓄積された医療情報については、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に基づいて、安全に取り扱えるシステムを確立する。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| xiv | 使用するドメインの不適切な移管や再利用が行われないように留意する。 | ☑ | 遵守 | |
| 2-2）医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムの場合（オンライン診療システムが、医療情報システムを扱う端末で使用され、オンライン診療を行うことで、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合、2-1）に加えて「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を行うこと。 | | | | |
| i | 法的保存義務のある医療情報を保存するサーバーを国内法の執行が及ぶ場所に設置する。 | ☑ | 遵守 | ※第三者機関に認証されることが望ましい |
| ii | 医療機関に対してそれぞれの追加的リスクに関して十分な説明を行い、事故発生時の責任分界点を明らかにする。 | ☑ | 遵守 | |